



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年12月22日火曜日 第2128号

◇ 目 次 ◇ 告 示

第二種大規模小売店舗立地法特例区域の指定.....	1099
保安林予定森林(2件).....	1099
建築士の免許の取消し.....	1099
落札者等の告示.....	1100
土地改良事業の工事完了の届出.....	1100
道路の区域変更(県道久万中山線).....	1100
道路の位置の指定.....	1100
建設業者の許可の取消し.....	1100
道路の供用開始(一般国道381号).....	1101
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	1101

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1578号

中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)第55条第1項の規定により、次のとおり第二種大規模小売店舗立地法特例区域を定めた。

平成21年12月22日

愛媛県知事 加戸守行

松山市千舟町五丁目7番1

○愛媛県告示第1579号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年12月22日

愛媛県知事 加戸守行

1 保安林予定森林の所在場所

今治市朝倉北乙1の1、乙2の1、乙10の1、乙12の2、乙15の1から乙15の10まで、乙16の3から乙16の5まで、乙16の7、乙24の12から乙24の14まで、乙24の17、乙24の37、乙24の40、朝倉上乙1156の1、乙1156の6、乙1156の8、乙1156の79、乙1156の101、乙1156の135、乙1159の1、乙1166の2、朝倉南丙49の1、丙54、丙55、丙56の1、丙57の1、丙58の1、丙58の2、丙60、丙61の1、丙62の1、丙62の2、丙63の1、丙63の2、丙64から丙66まで、丙120の1、丙121の1、丙154、丙156の6、丙157の1、丙161の3、丙170の9、丙170の11、丙171の1、丙171の3、丙171の6、丙171の10、丙171の11、丙172の4から丙172の12まで、丙172の16から丙172の18まで、丙172の25、丙172の29

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

朝倉北乙15の2・乙15の8・乙15の9・乙24の17・乙24の40・朝倉南丙171の1・丙171の6・丙172の7・丙172の10・丙172の11・丙172の29(以上11筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1580号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年12月22日

愛媛県知事 加戸守行

1 保安林予定森林の所在場所

南宇和郡愛南町増田95

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種を定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1581号

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成21年12月22日

愛媛県知事 加戸守行

免許の取消年月日	免許の取消しを受けた建築士			免許の取消しの理由
	氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	
平成21年10月30日	兵頭 初男	二級建築士	愛媛県知事登録第4359号	死亡による

○愛媛県告示第1582号

次のとおり落札者を決定した。
平成21年12月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
県立学校校務用パソコン 1,597台	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成21年11月13日	四国通建株式会社 愛媛県今治市南大門町一丁目1番地の15	178,447,500円	一般競争入札	平成21年10月27日

○愛媛県告示第1583号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、西条市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成21年12月22日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用道路整備事業	小松地区	平成19年2月28日
農業用排水施設整備事業	小松地区	平成19年3月26日

○愛媛県告示第1584号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成21年12月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	久万中山線	伊予郡砥部町高市2567番4から 同町高市2592番まで	旧	メートル 4.6~18.2 8.5~53.7	キロメートル 0.549 0.610	
			新	8.5~53.7	0.610	

○愛媛県告示第1585号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成21年12月22日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

1 指定年月日及び番号

平成21年12月14日 21中建築（道）第6号

2 道路の位置

伊予郡松前町大字北黒田字粟津423番1

幅員 4.00メートル

延長 26.80メートル

3 申請人の住所及び氏名

松山市保免西一丁目3番9号

有限会社アイテスタッフ 代表取締役 鶴田 秀美

4 図面省略

○愛媛県告示第1586号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。
平成21年12月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-17)第13171号	平成17年8月29日	八代架設	鈴木 忠男	八幡浜市五反田2-1338-51	平成21年11月18日	とび・土工工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1587号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年12月22日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	381号	北宇和郡松野町大字吉野2945番2から 同町大字吉野149番2まで	平成21年12月22日

○愛媛県告示第1588号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県八幡浜保健所及び八幡浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成21年12月22日

愛媛県八幡浜保健所長 寺本辰之

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
西南開発株式会社
八幡浜市保内町宮内1の300番地1
代表取締役社長 高橋 忍
- 事業場の名称及び所在地
西南開発株式会社
八幡浜市保内町宮内1の300番地1
- 特定施設に関する事項

(1) 洗浄施設 (No.12)

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第18号の2 八 洗浄施設	
特定施設の能力	1分間当たり22リットル吐出	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1日後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	9時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.8～8.6 最大 5.8～8.6

る汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 450 最大 650
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 180 最大 440
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 50 最大 180
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2 最大 7
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 12.0 最大 19.2

(2) 湯煮施設 (No.15)

特定施設の種類	政令別表第1第18号の2 口 湯煮施設	
特定施設の能力	1日当たり1.5トン処理（容量300リットル）	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1日後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	9時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.8～8.6 最大 5.8～8.6
汚染状態の値	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 40 最大 60

	浮遊物質 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 5 最大 10
	窒素含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 5 最大 30
	りん含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 1 最大 10
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）		通常 0.15 最大 0.6

(3) 湯煮施設 (No.16)

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第4号 二 湯煮施設	
特 定 施 設 の 能 力	1日当たり3トン処理（容量600リットル）	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後1日後	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	9時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度（水素 指数）	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量（単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム）	通常 40 最大 60
	浮遊物質 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 5 最大 10
	窒素含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 5 最大 30
	りん含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 1 最大 10
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）		通常 9.6 最大 14.4

(4) 湯煮施設 (No.27)

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第4号 二 湯煮施設	
特 定 施 設 の 能 力	1日当たり3トン処理（容量600リットル）	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	

工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後1日後	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	9時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度（水素 指数）	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量（単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム）	通常 40 最大 60
	浮遊物質 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 5 最大 10
	窒素含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 5 最大 30
	りん含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 1 最大 10
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）		通常 9.6 最大 14.4

(5) 湯煮施設 (No.33)

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第18号の2 口 湯煮施設	
特 定 施 設 の 能 力	1日当たり3トン処理（容量600リットル）	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後1日後	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	9時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度（水素 指数）	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量（単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム）	通常 60 最大 100
	浮遊物質 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 100 最大 200

	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 5 最大 20
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.5 最大 2
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 1.0 最大 1.1

(6) 膜分離槽 (No.34)

特定施設の種 類	政令別表第1第74号 特定事業場から排出される水の処理施設	
特定施設の能 力	1日当たり1,000立方メートル処理	
設 置 年 月 日	平成16年4月1日	
使用開始の予定年月日	平成22年2月1日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 35 最大 45
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 10
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 25
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3 最大 6
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 892 最大 1,000

(7) 凝集加圧浮上 (No.35)

特定施設の種 類	政令別表第1第74号 特定事業場から排出される水の処理施設	
特定施設の能 力	1時間当たり180立方メートル処理	
設 置 年 月 日	昭和44年8月4日	
使用開始の予定年月日	平成22年2月1日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	9時間	

特定施設の使用の季節的変動の概要		な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 84 最大 109	
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 127 最大 169	
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 40	
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3 最大 6	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 0 最大 678	

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 膜分離槽 (既設)

設 置 年 月 日	平成16年4月1日		
処 理 施 設 の 種 類	生物処理+物理処理		
処 理 施 設 の 型 式	膜分離活性汚泥		
処 理 施 設 の 構 造	コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	調整槽 縦 12.3メートル 横 5.5メートル 高さ 6メートル 膜分離槽 縦 11.2メートル 横 10.75メートル 高さ 4.95メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり1,000立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	生物処理+物理処理		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 330 最大 450	通常 35 最大 45
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 480 最大 650	通常 5 最大 10

	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 25 最大 40	通常 15 最大 25
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 4 最大 10	通常 3 最大 6
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 892 最大 1,000	通常 892 最大 1,000

(2) 凝集加圧浮上(既設)

設 置 年 月 日	昭和44年 8月 4日		
処 理 施 設 の 種 類	物理処理		
処 理 施 設 の 型 式	凝集加圧浮上+バームチャット		
処 理 施 設 の 構 造	鋼鉄製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 13メートル 横 4メートル 高さ 1.6メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1時間当たり180立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	物理処理		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	9時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 330 最大 450	通常 84 最大 109
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 480 最大 650	通常 127 最大 169
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 25 最大 40	通常 25 最大 40
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 4 最大 10	通常 3 最大 6
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 0 最大 678	通常 0 最大 678

備考：膜分離槽で処理できない場合のみ使用

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 35 最大 50
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 10 最大 90
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 15 最大 28
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 3 最大 6
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 2,262 最大 3,158

備考：この他に雨水排水口が1箇所ある。